

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する意見書

政府は、本年３月にＴＰＰ交渉への参加を表明し、７月２３日にＴＰＰ交渉へ参加しましたが、ＴＰＰは原則全ての品目の関税を撤廃し、例外なく自由化させる協定であることから、農林水産業をはじめ、医療、金融、保険、さらには雇用など、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

国会の衆参農林水産委員会において、政府は交渉参加に当たっては、農林水産分野の重要５品目等の確保や、国民への十分な情報提供、幅広い国民的議論を行うよう決議しましたが、保秘契約を理由に、現在に至るまで国会決議は実現されていません。

このため、国民の懸念に配慮して交渉が行われているのかどうか確認できない中、不本意な合意がなされるのではないかという国民の不安と不満が高まっています。また、食の安全・安心に係る基準や制度が議論の対象となっている日米並行協議においても、情報開示がなされていません。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会の決議等を遵守すること。
- 2 ＴＰＰ交渉及び日米二国間の並行協議について、国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

平成２５年１２月１６日

長岡市議会議長 丸 山 勝 総

(あて先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣